

2015年1月10日

組合員のみなさまへ減資・脱退の手続きに関するお知らせ

栃木保健医療生活協同組合
理事長 関口 真紀

■減資について（出資金を減らす場合）

指定の書面に必要事項をご記入いただき、減資手続きをお願いいたします。印鑑・組合員証・身分を証明できるもの（運転免許証など）・出資証券をご持参下さい。毎年12月末日（但し年末年始は休み）までの申請に対して、年が明けてから年度末の3月に出資金をお戻しすることになります。

栃木保健医療生活協同組合定款第19条より

「組合員は、やむを得ない理由があるときは、事業年度の末日の90日前までに減少しようとする出資口数をこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて出資口数を減少することができる。」

■脱退について（組合員をやめる場合）

①栃木県外への転居、あるいは組合員本人の死亡により、組合員資格がなくなる場合（法定脱退）、指定の書面に必要事項をご記入いただき、脱退手続きをお願いいたします。印鑑・組合員証・身分を証明できるもの（運転免許証など）、出資証券をご持参ください。

②その他の理由による脱退（自由脱退）の場合は、毎年12月末日（但し年末年始は休み）までに上記①と同じ手続きをしていただき、年が明けて年度末の3月に出資金をお戻しすることになります。

栃木保健医療生活協同組合 定款第10条より

「組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。」

※詳しくは、医療生協本部（☎028-652-3714）までご連絡ください。